

古賀 渉 外218名 様

福岡市監査委員	福	田	康	男
同	大	石	宏	司
同	高	橋		和
同	上	野		寛

住民監査請求について（通知）

平成15年2月28日付けで請求人から提出を受けた住民監査請求について、次のとおり通知します。

第1 請求の不受理

請求人219名のうち2名については、福岡市の住民であるかどうか不明であったので、その旨の確認を行ったが、福岡市の住民であるかどうか確認できなかった。

したがって、当該2名に係る住民監査請求については、地方自治法第242条第1項に定める要件を満たさないものとして、却下する。

第2 請求の受理

請求人

氏名 古賀 渉

住所 南区清水一丁目2番16-605号

職業 団体職員

外216名

- 1 博多港開発株式会社のいわゆるケヤキ・庭石問題について、福岡市長山崎広太郎が、福岡市が蒙った損害を補填するために、為すべきことを為さず怠っており、且つ、福岡市に損害を発生させる虞の大きな追加出資を新たに行おうとしている。

従って、監査請求人らは、監査委員に対して、以下のとおり、福岡市が蒙った損害を補填するために必要な措置を講ずべきこと、及び、追加出資を差し止めることを同市長山崎広太郎にたいし勧告されることを請求する。

2 措置請求の趣旨

- (1) 博多港開発(株)は臨海土地の造成、処分並びに利用に関する事業等を目的として設立された資本金16億円の株式会社である。うち福岡市の出資が51%、8億1600万円で、地方自治法221条3項・同法施行令152条で市長が予算の執行を調査し、必要な措置を講ずべきこ

とを求めることができる法人である。

- (2) 博多港開発(株)博多湾の人工島建設に関連して、下記のとおりケヤキ・庭石を合計金9億7985万円を支払い購入した。

平成7年10月31日財団法人林野弘済会熊本支部(熊本市)からケヤキ200本を金2億600万円(一本当たり103万円)

平成11年8月31日大成産業株式会社(宮崎市)からケヤキ300本を金3億1500万円(一本当たり105万円)

平成13年12月4日同社からケヤキ100本金9975万円(一本当たり997,500円)

平成12年5月31日一ツ葉技研有限会社から庭石1万トン金3億5910万円

- (3) このケヤキ・庭石の購入は、第1に、土地利用計画もない段階で、まだ使うあてもなかったにもかかわらず、また、仮に人工島建設・開発に樹木が必要だとしても、どのような樹木が適切かという判断が可能になる以前であるにもかかわらず購入されたもので、人工島の建設・開発に必要なものとして購入されたものとは言えない。

本件ケヤキ・庭石の購入は博多港開発(株)の事業に必要なものとして購入されたものではない。

第2に、ケヤキ一本約100万円、庭石一万トン3億5920万円(1トン当り35,920円)という購入価格は、適正価格の数十倍という非常識に高額で、正常な取引価格とはいえない。

以上、いずれにしても、本件ケヤキ・庭石の購入は明らかな無駄遣いで、博多港開発(株)に違法・不当に損害を与えたものである。

- (4) 福岡市は博多港開発(株)に8億1600万円を出資をしていることは先に述べたとおりであり、この8億1600万円の出資金は福岡市民の税金から出されたものであり、福岡市民の財産である。

本件ケヤキ・庭石の購入によって、博多港開発(株)に不当な損害を与えるということは、福岡市民の財産である同社に対する出資金8億1600万円の財産的価値を減ずるものであり、出資金に対する配当金を減ずるものである。

従って本件ケヤキ・庭石の違法・不当な購入は福岡市に違法・不当に損害を与えるものである。

- (5) 福岡市は博多港開発(株)に24億4800万円の追加出資を予定している。しかし、この増資は、以下に述べるように、福岡市に違法又は不当に損害を与えるおそれの大きい行為である。

博多港開発(株)はケヤキ・庭石購入問題に見られるように、必要性もないにもかかわらず、その価値を遙かに超えた物品を購入するような乱脈な経営の会社である。このことはケヤキ・庭石購入問題で改めて明らかになった。その乱脈な経営は、そのよって来る真相の究明も為されておらず、したがってまた、是正もされていない。

このような博多港開発(株)に24億4800万円もの巨額の出資をすることは、その乱脈な経営を追認することになり、且つ、福岡市

の、即ち、福岡市民の財産である追加出資分の価値を減価させる危険にさらすことになる。

博多港開発（株）は経営が乱脈なだけでなく、その人工島建設事業に関する計画自体がずさんである。

新事業計画によると、博多港開発（株）は、平成14・15年度に、中央公園用地（仮称）約15ヘクタールを176億円で福岡市に売却する計画となっていた。ところが、平成15年2月17日市議会第3委員会で明らかになったところによると、福岡市が博多港開発（株）から、同用地を買い取る価格は約126億円と実に約3割も低くなって、収支計画は大幅に狂い、この計画が如何に現実性を持たないものであるかということを示している。この計画の非現実性は、ただ単に杜撰というのではなく、もともと採算がとれない人工島建設事業を、如何にも採算がとれるかのように見せかけたいという欲求に基づくものと思われるから、ただ単に中央公園用地（仮称）の売却計画のみならず、博多港開発が行う人工島開発事業計画全体に及んでいるものと推定せざるを得ない。

そうであるとする、博多港開発の人工島建設事業は経済的に破綻せざるを得ず、追加出資分の価値を減価させることとなる。

これは、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない」とした地方財政法第4条の主旨に反する、違法且つ不当な支出である。

- (6) よって監査委員は、福岡市長に対して次のとおり勧告されることを求める。

福岡市長山崎広太郎は、博多港開発（株）が、同社に損害を与えた同社代表取締役及び担当取締役などに対して、損害賠償の請求をするよう求めること。

福岡市長山崎広太郎は、博多港開発（株）が損害賠償の請求をしないときは、福岡市を代表して上記の者達に対して、株主代表訴訟を提起すること。

福岡市長山崎広太郎は博多港開発（株）の経営が乱脈にならないよう、また、人工島建設事業の計画が杜撰にならないよう、厳格且つ適正な管理・監督を行うこと。

福岡市長山崎広太郎は博多港開発（株）に対する24億4800万円の追加出資を中止すること。

- (7) 福岡市の監査委員は、既に昨年から本件ケヤキ・庭石に関する疑惑が大きく浮上していたにもかかわらず、自発的にその権限を発動しようとはしなかった。このような監査委員が、本件ケヤキ・庭石不当購入問題に真剣に取り組むとは思えない。

監査請求人らは、地方自治法252条・福岡市外部監査契約に基づく監査に関する条例に基づき、個別外部監査契約に基づく監査を求める。

（以上 原文のまま記載）

3 事実証明書

朝日新聞 平成15年2月18日付け夕刊の記事の写し

西日本新聞 平成15年2月23日付け記事の写し

4 要件審査

請求人219名のうち、2名を除く217名の平成15年2月28日付け住民監査請求（以下、「本件請求」という。）については、本件請求に係る措置請求の趣旨(6) から までの各項目ごとに、それぞれ記載してあるが、次のとおり請求の対象を整理し、要件審査を行った。

(1) 本件請求に係る措置請求の趣旨(6) の事項について

商法第267条第1項の規定によると、6月前より引き続き株式を有する株主は、会社に対し取締役の責任を追及する訴の提起を請求することができる旨の規定がある。

博多港開発株式会社（以下、「博多港開発株」という。）にケヤキ・庭石の購入をしたことによって同社に損害が発生している場合に、福岡市長（以下、「市長」という。）が同条第1項の規定に基づき博多港開発株に対し取締役の責任を追及する訴の提起を請求しない場合においては、市長が出資の権利を怠るという違法又は不当に財産の管理を怠る事実該当する余地が認められる。

(2) 本件請求に係る措置請求の趣旨(6) の事項について

商法第267条第3項の規定によると、会社が同条第1項の請求あった日から60日以内に訴を提起しないときは、同項の請求を行った株主は会社のため訴を提起することができる旨の規定がある。

このことは、株主が同条第3項の規定に基づき訴の提起を行うには、当該株主が同条第1項に基づき、あらかじめ、会社に対し取締役の責任を追及する訴の提起の請求を行っていることが前提とされていると考えられる。

本件の場合、現時点において、市長が、同条第1項に基づき博多港開発株に対し取締役の責任を追及する訴の提起を請求しておらず、したがって、市長が同条第3項の規定に基づき博多港開発株の取締役の責任を追及する訴を提起することはできないと考えられること等から、市長が違法又は不当に財産の管理を怠っているとの要件には該当しない。

(3) 本件請求に係る措置請求の趣旨(6) の事項について

市長の博多港開発株に対する管理・監督が、財務会計上の行為又は怠る事実直接該当するとは考えられない。

(4) 本件請求に係る措置請求の趣旨(6) の事項について

博多港開発株の経営破綻や出資金が回収不能になることが、ある程度の確実性を持って考えられる場合においては、違法又は不当な出資となるものと考えられるが、市長が博多港開発株へ増資を行うことは、請求書及び事実証明書等からでは、経営破綻や出資金の回収不能といった被害発生の可能性については、ある程度の確実性を持って考えられる場合とは解されないこと、また、当該事実を証する書面も欠けているものと考えられること等から所定の要件に該当しない。

以上のとおり，本件請求のうち，措置請求の趣旨(6) の事項については，地方自治法第242条第1項に掲げる所定の要件を備えているものと認めためたのでこれを受理することとする。

また，本件請求のうち，措置請求の趣旨(6) から までの各事項については，いずれも同項に掲げる要件を備えていないため，いずれも却下する。

5 個別外部監査契約に基づく監査について

平成15年1月28日に市長から同法第199条第6項及び第7項に基づき博多港開発(株)のケヤキ及び庭石購入に関して監査委員に対し監査の要求がなされており，既に監査を実施していることなどから，請求人の住民監査請求についても監査委員による監査を行うことが適当であると判断した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

本件請求のうち，措置請求の趣旨(6) の事項（以下，「監査対象事項」という。）について，福岡市長が，地方自治法第242条第1項に規定する「違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実」に該当するかどうかについて監査を実施する。

監査の実施に当たっては，次の主な項目について行うこととする。

(1) 博多港開発(株)における措置について

ア ケヤキ・庭石の購入手続きは適正であったかどうか

イ ケヤキ・庭石の購入金額は妥当であったかどうか

ウ 代表取締役及び担当取締役などが博多港開発(株)に損害を与えたかどうか

(2) 博多港開発(株)に取締役の責任を追及する訴の提起を請求すべきかについて

2 事情聴取

(1) 概況聴取

ア 博多港開発(株)

イ 福岡市港湾局（以下，「港湾局」という。）

(2) 個別聴取

ア 博多港開発(株) 関係社員（退職者を含む。）

イ 港湾局 関係職員（退職者を含む。）

3 関係人等調査状況

(1) (財)林野弘済会熊本支部

(2) 大成産業(株) 代表取締役 橋口 昌治 氏

(3) (有)荒嶽庭石 代表取締役 荒嶽 春男 氏

(4) 一ツ葉技研(有) 代表取締役 長友 巖 氏 （都合がつかず電話により事情聴取を行った。）

(5) 海浜公園振興(株) 代表取締役 三苫 達久 氏

(6) 西田 藤二 氏（以下，「元市議」という。）

- (7) 門田 悟 氏（協力が得られなかった。）
- (8) ㈱イゴス 代表取締役 佐藤 亮二 氏（協力が得られなかった。）
- (9) ㈱時習館 代表取締役 坂本 松男 氏（連絡がとれなかった。）
- (10) 五木共業組合 組合長（都合がつかず面会できなかった。）

4 実地調査

- (1) 東区アイランドシティ ケヤキ植栽状況
- (2) 東区東浜 五木石保管状況
- (3) 鹿児島県鹿屋市・串良町の圃場におけるケヤキの状況

5 学識経験者等の意見

ケヤキ及び庭石の評価について、(財)建設物価調査会九州支部、(社)日本造園学会、(社)日本公園緑地協会、(財)福岡県緑化センター、(財)九州環境管理協会、(財)経済調査会九州支部に評価に係る調査業務について打診をしたが、協力を得られなかったため、都市整備局の協力を得て学識経験者等6名を委嘱し、ケヤキに関する調査及び意見を求め、平成15年4月10日「博多港開発株式会社所有のケヤキに係る意見書」の提出を受けた（添付資料参照）。

6 証拠の提出及び意見陳述

平成15年3月17日に請求人に意見陳述の機会を与えた。

第3 監査の結果

監査対象事項については、以下のとおり理由がないものと認め、これを棄却する。

1 調査結果

（役職名はすべて当時のもの）

(1) ケヤキ購入、庭石購入の経緯

・平成5年1月13日付けで「環境緑化木の販売について（購入依頼）」という高千穂営林署長からの購入依頼文が港湾局に送付され、供覧欄に、志岐局長、港湾局参与、技術課長の印が押されていた。

・営林署長からの購入依頼文については、港湾局参与によると、自分が預かって、後日文書を受け付けたため、受付日が同年1月18日と遅れたもので、自分の方から営林署に文書を出すように依頼したものではないとのことである。

・平成5年1月20日に港湾局長名で博多港開発㈱に対し、「依頼文」（樹木の確保について）の文書が出されている。港湾局参与によると、積極的に買ってもらおうと思っていたわけではなく、博多港開発㈱へも連絡しておこうということで、志岐局長と自分で決めた（志岐局長によると、はっきり覚えていないが、営林署からの依頼に基づいて、情報提供という趣旨で依頼文書を出すということで押印したものではないかと考えられる

とのことであった。)。

・博多港開発(株)常務取締役によると、港湾局からのケヤキ購入の働きかけが再三あり(なお、港湾局関係者では、購入の働きかけについて記憶しているものがないかった。)、平成6年8月25日に、自分と取締役技術顧問及び港湾局工務課係長の3人でケヤキの事前調査を行ったとのことである。

・港湾局工務課係長によると50~60本を、圃場で見たが「切りぶかし」で、今の状況では使えないので、今後、養生が必要であると博多港開発(株)に報告した(現在復命書は廃棄されている。)。博多港開発(株)では当分使う予定がなく、そのままケヤキの購入について放置していた。

・平成7年5月9日に(財)林野弘済会熊本支部長、副部長が博多港開発(株)に来社し、樹木の活用についての話があり、専務取締役と常務取締役が対応した。

・平成7年8月8日付けで港湾局から博多港港湾管理者名(市長名)で博多港開発(株)に「植栽用高木の確保について(依頼)」の文書が出された。

・港湾局長によると、その時の状況は、覚えていないとのことである。決裁の時は、当然説明を受けていると思うが、印象として残っておらず、博多港開発(株)社長が難色を示したことも聞いていないとのことである。

・港湾局長は、ケヤキの購入や平成7年9月28日に締結した「覚書」(以下、「覚書」という。)について、博多港開発(株)社長が、直接自分に意見を言ったのなら印象に残っているはずだが、そのようなことはなかったと述べている。

・依頼文の起案者である港湾局技術課係長は、開発部長か技術課長の指示で起案したと述べている(開発部長によると、記憶にないとのことであった。技術課長は死亡しているため確認はとれなかった。)。

・決裁の合議をした港湾局経営計画担当課長は、依頼文の時点では、香椎パークポートには、漠然とした計画しかなく、また、緑地や桜の名所とかスポーツ・レクリエーション施設とかの話もなく、ケヤキが何本とかは全くなかったと述べている。

・博多港開発(株)常務取締役によると、この依頼文については、あまりにうるさく港湾局が言ってきたので、市の指示ということを確認するために文書で出すように依頼した結果出されたもので、港湾局からの依頼は最初から「ケヤキ」であったと述べている。

・また、社長は購入しなくていいと言っていたが、博多港港湾管理者である市長名で依頼文が届いたので断れないと専務取締役や常務取締役が社長を説得した。しかし、社長は気に入らず、買戻しの覚書を書いてもらうことになったとのことである。

・博多港開発(株)専務取締役は、市の代わりに購入したという考えで、会社に損害は生じないと思った。

・「覚書」について、港湾局参与は、博多港開発(株)からの要請で作成し、「覚書」の中で、「市場価格との見合いで総合的に判断し決める」というように修正を行った。

・港湾局では技術課長と技術課係長が対応した。

・港湾局技術課係長によると、覚書に平成12年度を目途とあるのは、香椎パークポートで平成12年度を目途に大規模緑地が計画され、アイランドシティの基盤施設整備計画では、平成12年度から13年度に緑地が計画されていたからである。また、当初、港湾局から10年という申出があったが、博多港開発㈱から10年では長すぎるということで5年になったと述べている（この点について港湾局技術課長は死亡しているため、聴取はできなかった。）。

・起案者によると、港湾局の依頼文と「覚書」の決裁に総務課長の合議がないのは、上司からの指示だったということであった（この点について港湾局技術課長は死亡しているため、聴取はできなかった。）。

・博多港開発㈱工務第2課長は、覚書を作った明確な記憶はなかった。

・この「覚書」の具体的内容を確認する「覚書に係る確認事項」という文書が作成されていた（港湾局から写しが提出されたが、原本については存在を確認することはできなかった。）。当該文書において作成年月日は未記入だが、保管管理費、掘取運搬費、事務費及び使用期限を越えた時の取り扱いについて両方で協議することなどの記載が見られ、港湾局技術課長と博多港開発㈱工務第2課長の押印が認められている。

(2) 平成7年1回目のケヤキ購入の経緯（200本）

契約年月日 平成7年10月31日

契約金額 206,000,000円（税込み）

・平成7年10月31日のケヤキ購入について、博多港開発㈱では、積算資料臨時増刊に1本160万円の記載もあり、比較した結果、維持管理及び移設費すべて込みで100万円ならよかろうということで購入決定した。また、(財)林野弘済会は林野庁公益法人の団体であり契約保証人をつけなかった。取締役会に諮る話もあったが、筆頭株主で博多港港湾管理者である市長からの指示であることから、取締役会には諮られなかった。

・1回目の博多港開発㈱と(財)林野弘済会の契約直後、平成7年11月13日(財)林野弘済会は大成産業㈱と売買契約を締結した。この契約の連帯保証人には海浜公園振興㈱と㈱イゴスがなっている。

・港湾局技術課係長は、1本100万円と契約後に聞いて、全て込みだったので安いと思ったとのことである。また、博多港開発㈱の購入は知っていたと述べている。

・平成8年2月14日に、博多港開発㈱常務取締役ほか3名の社員で、ケヤキ購入後の検収に行ったが、当時「切りぶかし」についての認識はなく、契約相手の林野の専門の方から「新芽が出れば元に戻る、全然心配いらない」という説明を聞いている。

・平成8年3月21日に、港湾局工務課係長と博多港開発㈱の工務第2課長らが延岡にケヤキの検収に行った。港湾局工務係長の報告書によると、平成6年8月25日に調査していた樹木の生育状況を調査した結果、今回、新しく苗畑に持ち込まれたもの及び以前（平成5年2月及び12月）に移

植された分について、今後数年間の養生が必要であるとの記載があり、また、所見には、樹木が大量に用意されているようであるが、大径木は使用先、使用目的が限定されるため、将来の需要計画の策定が必要であると記載がされている。

(3) 平成11年2回目のケヤキ購入の経緯(300本)

契約年月日 平成11年8月31日

契約金額 315,000,000円(税込み)

・平成8年4月に着任した港湾局技術課長は、前任者が病気のためケヤキについても事務引継を受けておらず、ケヤキの買戻しは、平成12年度までに港湾局が引き取るという文書があることを、博多港開発(株)から話があって、その時に初めて「覚書」を見たとのことである。

・そのため、平成10年1月28日に港湾局開発部技術課から、博多港開発(株)に確保させていたケヤキ200本の活用について、港湾局の建設部工務課、東部建設部建設第1・2課に依頼文を出すとともに、使う予定がないかを港湾局内の関係職員に口頭で確認した。自分も香椎パークポートの補助事業で環境整備事業として、1本100万円もする木を使用することはできないと判断したので、博多港開発(株)の工務第2課には、口頭で港湾局内では、すぐに使うことはないと回答した。

・港湾局技術課長によると、博多港開発(株)は、早く港湾局に買い戻してもらわないといけないと言っていたが、平成12年度まで期間があり、あわてる必要はないと、上司にも話していなかった。

・平成10年7月16日に港湾局工務課係長らがケヤキの調査のため出張しているが、報告書では、「今回調査では、すぐに利用できるものは10本程度であった、今後、順調に成長し利用できる状態になったものから順次利用するのが適当である」と記載があった。

・当時、大庭常務が「平成14年度のまちびらき」の大号令を出し、博多港開発(株)は「はやく売れる環境を」ということで動いていた。まず、大庭常務の指示で、博多港開発(株)工務第2課長がケヤキの購入の申し入れを(財)林野弘済会にした。

・(財)林野弘済会では、長期間にわたる売買契約や保管・管理の責任を担保することは経営上厳しいので、口頭で断った。工務第2課長は大庭常務に相談し、(財)林野弘済会に「他を紹介してくれ」と依頼した(大庭常務はよく覚えていない。)。

・平成11年7月27日に(財)林野弘済会と大成産業(株)代表取締役が来社し、大庭常務と経理部長とで契約内容の協議をした(大庭常務によると挨拶ぐらいはしたかもしれないが、話に入っていないので、内容は全然記憶にないとのことである。)。

・この売買契約は、経理部長としては当初国有林なので、当然(財)林野弘済会と契約するつもりだった。枯れ補償について、半分は(財)林野弘済会が負担するよう伝えたが、(財)林野弘済会は難色を示して「契約から降りる、大

成産業(株)と契約をしてくれるように」と言った。経理部長は、(財)林野弘済会が担保できる業者を推薦してくれないと民間業者とは契約できないと伝えた。

・その後、大成産業(株)が推薦されることになり、推薦文は、博多港開発(株)と(財)林野弘済会双方で協議し、平成11年8月5日に(財)林野弘済会から博多港開発(株)に送付された。

・2回目の購入直前の平成11年8月24日の出張については、大庭常務が出張前の会合において、たまたま出張の話をした際に、港湾局開発第1課長も行くことになり、一緒に人吉の営林署と博多港開発(株)がすでに保有している200本を鹿屋の圃場に見に行った(近々ケヤキを購入することについて、博多港開発(株)側の社員らは「ケヤキを使いたい」ということが伝わっていたはずだと述べているが、港湾局開発第1課長らは、博多港開発(株)から聞いていないと述べている。開発部長も口頭復命はあったが、ケヤキ300本を購入する話などはなかったと述べている。)。

・その出張時に大庭常務は、ケヤキは、「今後は、将来的には入手できなくなる」と営林署長から聞いている。

・大庭常務は、平成7年に購入したケヤキ200本を圃場を見て、「こんなものは買えない。今度は自然樹形のものを用意するように」と大成産業(株)に何度も指示したと述べている。

・港湾局開発部長は、「14年度まちびらき」については聞いたことはないとのことである。具体的に何も決まっていのに、博多港開発(株)の思い込みとしか考えられない。港湾局としては、現実性・具体性が全くなかったと述べている。

・志岐社長は、「14年度まちびらきについては、事業の実施計画前の基本計画の中で、博多港開発(株)が行うもので、港湾局と協議しながら行うものとは考えておらず、基本計画の段階においては、他の開発事業においても同様の考え方で進められているはずだ」と述べている。

・経営企画課長は大庭常務に、平成11年の6月か7月の2回目の購入前に「すでに500本確保している」と言われ、それをもとに緑化計画を作成するよう指示された(大庭常務は、港湾局がケヤキ200本を買い戻してくれなければ最終的には、博多港開発(株)で使うことになるので、合わせて500本あるという意味だったと述べている。)。

・博多港開発(株)工務第2課長によると、1回目と異なり2回目のケヤキ購入の300本は自社の工区で使用するものであり、港湾局に相談・協議等は一切しなかった。大庭常務の指示で購入した。(大庭常務は、「平成14年度のまちびらき」のための一環として、ケヤキを確保したもので、港湾局に話はしていないと述べている。)。

・博多港開発(株)工務課社員は、工務第2課長から購入決裁の添付資料をもらい、購入起案を指示された。

・また、大庭常務はケヤキ購入に関しては、議事録にはないと思うが、常勤役員会(以下、役員会という)で状況報告を行い、意見交換も行っていたと述べている(役員会の議事録では、ケヤキ購入の件について確認はできなかった。)。

(4) 平成13年3回目のケヤキ購入の経緯(100本)

契約年月日 平成13年12月4日
契約金額 99,750,000円(税込み)

- ・大庭常務によると、ケヤキの購入の検討を行ったきっかけは、土砂受入の4億円の収入があったことと、平成14年度から国有林の高木はださないという情報があったことによるものであるとのことである。
- ・工務部長によると、大庭常務からケヤキ100本を購入する前に600本を使う緑地計画を立てるよう指示があったとのことである(大庭常務によると、工務部からケヤキ100本という話があって、工務部長に600本の計画を立てるように指示したとのことである。)
- ・3回目の購入も2回目と同様(株)林野弘済会に打診したが拒否され、大成産業(株)の推薦文を受け取った。
- ・購入分はすべて「切りぶかし」ではなかった。
- ・九州森林管理局によると、大成産業(株)に対してのケヤキ販売記録は、平成7年11月(多良木営林署100本)と平成11年11月(人吉営林署40本)しか残っておらず、これ以外に大成産業(株)へのケヤキの販売があるとすれば、これ以前であるとのことである。
- ・博多港開発(株)によると、この時の購入についても港湾局とは一切協議等行っていないとのことである。

(5) 庭石購入の経緯(10,000トン)

契約年月日 平成12年5月31日
契約金額 359,100,000円(税込み)

- ・大庭常務によると、アイランドシティまちづくりプロジェクト(以下「アイプロ」という。)の作成中に、自分の指示で11年秋ごろ石を使った日和山公園などの計画ができた。石を探していたところ、博多港開発(株)の工務第2課長は、一ツ葉技研(有)から平成12年3月ごろ、五木石が入手できるという情報を得たとのことである。また、アイプロの具体的計画として、日和山公園に桜の名所をつくり、そこで石公園を作ることになり、その時期に一ツ葉技研(有)から売込みが工務部にあつて、現地調査に行かせたとのことである。
- ・一ツ葉技研(有)は直接石を所有しておらず、(有)荒嶽庭石が所有していた。
- ・(有)荒嶽庭石は福岡での積み下ろし作業等が困難であることから3社を紹介し、その3社の見積もりをとった結果、博多港開発(株)は一ツ葉技研(有)と契約した。平成12年3月までしか採取できない限定品で、契約を急ぐ必要があったとの説明であった。
- ・博多港開発(株)工務第2課社員は、工務第2課長からすべて資料をもらい、起案した。
- ・熊本県土木部河川課及び九州地方整備局河川部水政課によると、川辺川周辺の採石許可は昭和42年以降なされているが、記録で確認できるのは、平

成 9・10・11 年度に五木共業組合に対してだけである。また，12 年 4 月以降許可は，ダム工事関係のため，出されていないとのことである。

・また，河川課によると，熊本県条例では，庭石として採取する場合の転石の土木採取料は，径 30cm から 60cm まで 1 個 600 円，60cm を超えるもの 1 個 900 円であるとのことである。

4 監査委員の判断

本件請求については，次のとおり判断する。

(1) 博多港開発㈱における損害について

ア ケヤキ・庭石の購入手続きは適正であったかどうか

(ア) 平成 4 年秋から平成 5 年冬にかけて，過去，国有林販売セールスをしたことのない高千穂営林署長が国有林のセールス先として，福岡市港湾局を訪ね，志岐港湾局長と港湾局参与が対応した。その後，平成 5 年 1 月 13 日付高千穂営林署長名の福岡市港湾局長宛「環境緑化木の販売について（購入依頼）」と題する文書が平成 5 年 1 月 18 日に港湾局で受け付けられ，当該依頼文書を受け，港湾局内では十分な協議が行われないままに，平成 5 年 1 月 20 日付で港湾局長名で博多港開発㈱社長に対し，「依頼文」と題する樹木の確保についての文書が送付されている。

その後，港湾局から博多港開発㈱に対し，ケヤキ購入の働きかけが再三なされ，平成 6 年 8 月 25 日及び 26 日に博多港開発㈱の常務取締役他 1 名と港湾局工務係長（造園職）で事前調査を行い，圃場で「切りぶかし」のケヤキ 50～60 本を見てきている。

(イ) 博多港開発㈱では，その後，しばらくの間，購入依頼への対応はしなかったが，平成 7 年 5 月 9 日に（勲）林野弘済会支部長と副部長が国有林販売のために同社を訪れた。

その後，平成 7 年 8 月 8 日付で博多港港湾管理者（市長名）から博多港開発㈱社長に対し「植栽用高木の確保について（依頼）」と題する文書が出されている。

常務取締役によると，この依頼文については，あまりにうるさく港湾局が言ってきたので，市の指示ということを確認するために文書で出すように依頼した結果出されたもので，港湾局からの依頼は最初から「ケヤキ」であったと述べている。

当該文書によると，香椎パークポート整備事業及びアイランドシティ事業においても，大規模な緑地の整備を計画していたところ，高千穂営林署から，ケヤキ等の高木について，購入依頼があったので，港湾局としても，事業の植栽用として，是非確保したいので貴社で確保

してもらいたい旨の記載がみられる。

さらに、関係者によると、当時は、港湾局において、そのような具体的計画はなされていなかったとのことである。

博多港開発(株)の当時の社長は、購入しなくていいと言っていたが、博多港港湾管理者である市長名で依頼文が届いたので、断れないと専務取締役と常務取締役が社長を説得したが、当時の社長は気に入らず、買い戻しの覚書を書いてもらうことになり、福岡市が平成12年度を目途に東部地区の緑地整備に使用するなどについて記載した覚書を平成7年9月28日に港湾局長と博多港開発(株)社長との間で締結した。

覚書を締結する際には、ケヤキの本数、形状寸法、納入先、種苗地までが具体的に提示されている。

博多港開発(株)においては、平成7年のケヤキ購入の依頼文書と、前記の覚書に基づき、平成7年10月31日に、博多港開発(株)は(財)林野弘済会とでケヤキ200本の購入契約が行われている。

- (ウ) 平成11年8月31日博多港開発(株)におけるケヤキ300本の購入については、アイランドシティの博多港開発(株)の埋立のため、同社の事業の一環として購入したものであり、稟議書によると、平成12年度からの新しいまちづくりの事業実施の一環として、緑化樹木の確保について、早期に着手する必要がある、また、ケヤキを選定する理由としては、福岡市で管理する高木街路樹の中で、使用本数がケヤキは第3位の14パーセントを占めており、市民になじみ深い樹木として定着しているとの記載が見られる。

しかしながら、このケヤキ300本の購入理由については、事業を早急に進める必要があるとの事情があったとしても、希薄であることの感は否めない。

この時期に、経営企画課長は、大庭常務から購入前にすでに500本確保しているので、その緑化計画をつくるよう指示されたと述べている。

また、平成11年のケヤキ300本の購入については、平成7年の200本とは異なり、自社の計画で、博多港開発(株)が所有することになったものであるが、取締役会規則では「重要な契約の締結」の契約金額の基準が明記されていないことから、取締役会に諮られず、常勤役員の稟議書による決裁によって購入が決定されていた。

- (I) 平成13年12月4日のケヤキ100本の購入については、志岐社長及び大庭常務によると、土砂受入による4億円の収入を活用し、平成14年度から国有林のケヤキが購入できなくなるとのことで、アイランドシティの将来のまちづくりのための先行投資のため、購入したとのことである。

この時期に、工務部長は、大庭常務から、ケヤキ100本を購入する前に600本を使う緑地計画を立てるよう指示を受けたとのことである(大庭常務によると、工務部長からケヤキ100本という話があ

ったので、工務部長に600本の計画をたてるように指示したとのことである。)

また、平成11年8月のケヤキ300本の購入の場合と同様に、ケヤキ100本の購入については、共同事業者である港湾局には協議等もなされておらず、また、平成11年の場合と同様の事情から、取締役会に諮られずに、常勤役員の稟議書による決裁によって、購入が決定されていた。

なお、当時、博多港開発(株)は協調融資銀行団から追加融資に難色を示されており、事業計画の見直し、資本金の増資など経営状況が厳しい状況にあった。

(オ) 平成12年5月購入の庭石1万トンについては、平成11年秋ごろから大庭常務の指示で、アイプロで検討されていた日和山に石公園を計画し、川石を探していたところ、五木石の情報が、平成12年3月頃一ツ葉技研(有)からもたらされ、購入されたものである。

購入計画の基本であったとされるアイプロは、平成10年7月から平成12年5月に学識経験者の意見を含めて完成したもので、それには緑地の日和山公園が計画されているが、緑地の具体的内容を示す記載が見受けられない。

また、平成11年秋頃大庭常務から指示を受け工務部において、自然石を使った公園が検討されていたが、この計画を博多港開発(株)のアイプロ担当の経営計画部の経営企画課長には知らされていなかった。

庭石の購入に当たっても、ケヤキの場合と同様の事情から、取締役会に諮らず、常勤役員の稟議書による決裁によって購入が決定されていた。

イ ケヤキ・庭石の購入金額は妥当であったかどうか

(ア) 博多港開発(株)によると、平成7年10月31日に博多港開発(株)が購入したケヤキ200本について、1本当たりの購入金額は、当時の積算資料臨時増刊掲載の1本当たり160万円と比較し、保管管理、堀取、運搬の経費込みで1本100万円であることから、割安であると認識していたとのことである。

しかしながら、契約先が林野庁の公益法人の(財)林野弘済会であること、さらに、福岡市から同様の価格で買い戻してもらえると考えていたことから、十分な市場調査がないままに価格が決定されていたのではないかと考えられる。

また、購入したケヤキ200本は、全て「切りぶかし」であったが、当時「切りぶかし」についての認識がないまま、契約相手の(財)林野弘済会の「新芽ができれば元に戻る。心配いらない」との説明をそのまま信じ、専門家との相談など十分な検討がないままに購入されていた。

また、海浜公園振興(株)の三苦社長によると、「1回目のケヤキの購入は、営林署がいない木ばかりをとらせた」と述べていることから、

質的に良かったとは思われない。

ケヤキ購入に当たっては、単に積算資料臨時増刊との比較のみで購入されているが、十分な市場調査や専門家への相談など協議検討が行われる余地があった。

(イ) 博多港開発(株)によると、平成11年8月のケヤキ300本の購入についても、当時の積算資料臨時増刊掲載の1本あたり145万円と比較し、保管管理、堀取、運搬の経費込みで1本100万円は妥当な価格としているが、積算資料臨時増刊では平成7年よりも平成11年は15万円(約10パーセント)下落しており、それが購入価格に反映されていない。

さらに、平成11年購入分から植栽後の2年間の枯れ補償がなくなったにもかかわらず、このことが購入価格に反映された状況が見受けられない。また、事前調査や市場調査もなされておらず、現地調査の際に大庭常務が、自然形で納品するように何度も伝えていたにもかかわらず、約40本が「切りぶかし」で納品されていた。

(ウ) また、博多港開発(株)によると、平成13年12月のケヤキ100本の購入についても、当時の積算資料臨時増刊掲載の1本あたり117万円と比較し、保管管理、堀取、運搬の経費込みで1本95万円で平成11年度より5万円安く購入したとしているが、積算資料臨時増刊によると平成11年よりも平成13年は28万円(約20パーセント)下落しており、そのことが購入価格に反映されていない。

また、平成11年と同様、植栽後の2年間の枯れ補償がなくなったにもかかわらず、このことも購入価格に反映されていなかった。

(I) 以上のとおり、平成11年及び平成13年のケヤキの購入価格については、十分な市場調査や情報収集がなされず、積算資料臨時増刊との比較のみで、決定された購入価格である。

また、枯れ補償については、平成7年のケヤキ購入の契約には盛り込まれていたにもかかわらず、どのような理由で、契約から外れたかは、確認することはできなかったが、このことが購入価格には反映されていない。

よって、平成11年及び平成13年のケヤキの購入価格が妥当な購入金額であったかどうかについては、疑問が残る。

(オ) 平成12年5月の庭石の購入については、川辺川周辺からの採石料は熊本県条例で定められており、それには、庭石用としての土石採取料は重量に関係なく、径30~60cmは1個600円、60cmを超えるものは1個900円となっている。これと川からの積み出し、運搬、貯石管理等の経費によって、その流通価格が決定されている。

博多港開発(株)購入分の石を保有していた(有)荒嶽庭石によると、当時バブルがはじけ庭石が売れず在庫を抱えていた時に、今まで扱ったこ

とのない1万トンという数量でもあり、一ツ葉技研(有)からかなり価格を押さえられたとのことである。

博多港開発(株)は、(有)荒嶽庭石が推薦した3社の見積もりと、造園修景積算マニュアルで掲載された景石35千円/トンと比較して安価であることをもって安易に価格を決定しており、市場調査や情報収集など十分な検討が行われていたとは考えられないことから、庭石の購入価格についても、妥当なものであったかどうかについては、疑問が残る。

(カ) 以上のケヤキと庭石の購入価格の調査と並行して、博多港開発(株)が購入したケヤキ及び庭石の購入価格の妥当性について、(財)建設物価調査会九州支部、(社)日本造園学会、(社)日本公園緑地協会、(財)福岡県緑化センター、(財)九州環境管理協会、(財)経済調査会九州支部に対してケヤキ及び庭石の評価に係る調査業務について打診をしたところ、協力を得ることができなかったことなどから、博多港開発(株)が購入したケヤキ及び庭石についての購入価格の妥当性については最終的な判断をすることができず、疑問を払拭することができなかった。

ウ 代表取締役及び担当取締役などが博多港開発(株)に損害を与えたかどうか

(ア) 博多港開発(株)のケヤキ及び庭石の購入に当たって、平成7年を除く平成11年8月のケヤキ300本、平成13年12月のケヤキ100本及び平成12年5月の庭石1万トンのすべての購入について、志岐社長は、代表取締役として、また、大庭常務は事業担当常務として関わっている。これらのケヤキ及び庭石については、取締役会に諮られず、常勤役員の実議書による決裁によって購入が決定されていた。

(イ) また、それぞれの稟議書によると、ケヤキ及び庭石の購入の必要性については、希薄であることの感は否めず、また、数量、配置計画などについても具体性に乏しいことから、十分な計画が立てられないままに購入が決定されているのではないかと考えられ、当時、早急に事業を進める必要はあったこと等の事情を考慮したとしても、ケヤキ及び庭石を購入する必要があったかどうかについては、疑問が残らざるを得ない。

(ロ) また、事業計画過程やケヤキの選定過程において、ケヤキの他にも種類の高木があるという状況の中で、どのような検討過程を経てケヤキを選定したのか、また、営林署が保有する期限限定品の国有林のケヤキがなぜ、購入の対象になったのか等について、関係人の調査等においても、疑問は払拭されなかった。

(ハ) 庭石についても、平成12年3月に一ツ葉技研(有)からの情報によって、川辺川周辺から採石される川石である五木石(通称名)が購入さ

れているが、どのような計画・検討過程を経て、期限限定品である五木石が購入されることになったのか、また、他の川石などと比較などはしなかったのかなどについて、関係人の調査等においても、疑問は払拭されなかった。

(オ) さらに、これらのケヤキ及び庭石のすべての取引に元市議の関連会社が関与し、また、通常取引では考えられないような多額の利益を得ている。

(カ) このことから、博多港開発(株)内に、ケヤキ及び庭石の契約の相手方との取引に、元市議の関連業者が関与していることを知っていながら、元市議の関連業者に利益を与えることを目的として、具体的な計画がないにもかかわらず、ケヤキ及び庭石を購入するために、ことさらに事業計画を策定させるなどして、ケヤキ及び庭石の購入計画を進めた者がいたのではないかとの疑念を抱かざるを得ない。

以上の点から、本契約に携わった代表取締役社長及び役員について、元市議の関連業者が、ケヤキ及び庭石の契約の相手方の取引相手として関与していることを知っている者がいたか、また、元市議の関連業者がケヤキ及び庭石の取引に関連して転売益を得ることを知りながら契約手続きを進めた者がいたかどうかということについて、特に念頭におきながら、関係人等に対し調査を行うとともに関係帳簿等の調査を行ったが、疑惑を払拭することができなかった。

(2) 福岡市長は、博多港開発(株)に取締役の責任を追及する訴の提起を請求すべきかについて

以上のことから、ケヤキ及び庭石の購入によって博多港開発(株)に損害が発生したかどうかについては、疑義が生じるものの同社に損害が発生したと認めるに至らなかった。

したがって、市長が商法第267条第1項の規定に基づき、博多港開発(株)に対し取締役の責任を追及する訴の提起を請求していないことが、違法又は不当に出資の権利を怠っていると判断することはできない。

なお、福岡市長は、博多港開発(株)のケヤキ及び庭石の購入に関して、平成15年4月2日に、同社に約7億7千3百万円の損害を与えたとして、志岐前社長と大庭元常務を特別背任罪で福岡県警に告発し、4月18日に受理されている。

3 資料

- (1) ケヤキ・庭石代金の流れ
- (2) 博多港開発株式会社所有のケヤキに係る意見書